

おくやみハンドブック

川越市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた際の市役所等での手続きをご案内するため、「川越市おくやみハンドブック」と「手続きガイド」をご用意しました。

川越市役所 049-224-8811（代表）

手続きガイド

簡単な質問に答えていただくと、ご自身の状況に合わせて手続きの持ち物や場所等を確認できます。

結果は、LINEに共有できる他、印刷してチェックリストとしてもご活用いただけますので、ぜひご利用ください。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/benrinaservice/tetsuzukiguide.html>



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

亡くなられた方の必要なもの

亡くなられた方の必要なものについては、それぞれの手続きページにてご確認ください。

本人確認書類について

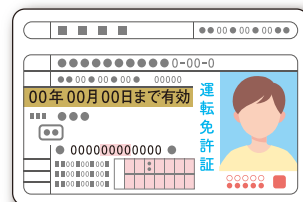
☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



市役所内での手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	詳細ページ
住民登録	世帯主である	● 世帯主の変更	☐	P.5
	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	● カードの返納	☐	
	印鑑登録をしていた	● かわごえ市民カード(印鑑登録証)の返納または破棄	☐	P.6
保険	国民健康保険に加入していた	● 各種証の返納 ● 葬祭費の支給申請 ● 高額療養費の申請および振込口座の変更	☐	P.7 P.8
	後期高齢者医療保険に加入していた	● 各種証の返納 ● 葬祭費の支給申請 ● 高額療養費の振込口座の変更	☐	P.9 P.10
年金	国民年金に加入していた	● 遺族基礎年金の請求 ● 寡婦年金の請求 ● 死亡一時金の請求	☐	P.11 P.12 P.13
	国民年金を受給していた	● 未支給年金請求 (障害基礎年金・遺族基礎年金)	☐	P.14
税金	市・県民税・森林環境税、固定資産税、軽自動車税種別割を納めていた	● 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出	☐	P.15
	共有名義の固定資産の共有代表者となっていた	● 共有納税義務者の代表者の変更	☐	P.16
	未登記家屋を所有していた	● 未登記家屋の名義変更	☐	
	市税を納付していた方(納税義務者・納税管理人・相続人代表者)	● 口座振替の変更または廃止等	☐	P.17
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	● 廃車の手続 ● 相続人への名義変更	☐	P.18

市役所内での手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	詳細ページ
介護保険・高齢者福祉	65歳以上または介護認定を受けていた	● 各種証の返納	☐	P.19
	高齢介護サービス費等の支給を受けていた	● 高齢介護サービス費等の振込口座の変更	☐	
	要介護高齢者手当の支給を受けていた	● 未支給分の請求	☐	P.20
	高齢者福祉サービスを利用していた	● 緊急通報システム機器の返却 ● 各種利用券の返納	☐	P.21
福祉（障がい）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	● 手帳の返納	☐	P.22
	特別障害者手当を受給していた	● 届出書の提出	☐	
	障害児福祉手当を受給していた	● 届出書の提出	☐	
	経過的福祉手当を受給していた	● 届出書の提出	☐	
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	● 自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）の返納	☐	P.23
	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	● 重度心身障害者医療費受給者証の返却 ● 重度心身障害者医療費の振込先口座の変更	☐	

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	詳細ページ
子ども	児童手当を受給していた	児童手当の支給対象児童 ● 受給事由消滅届の提出 ● 額改定届の提出 児童手当の受給者 ● 未支払児童手当請求書、認定請求書の提出	☐	P.24
	特別児童扶養手当を受給していた	特別児童扶養手当の支給対象児童 ● 資格喪失届の提出 ● 額改定届の提出 特別児童扶養手当の受給資格者 ● 未支払手当請求書、認定請求書の提出	☐	P.25
	児童扶養手当の支給対象児童または受給者	児童扶養手当の支給対象児童 ● 資格喪失届の提出 ● 額改定届の提出 児童扶養手当の受給資格者 ● 受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出	☐	P.26
	こども医療費を受給していた	こども医療費の支給対象児童 ● 受給資格証の返却 こども医療費の受給者 ● 受給資格喪失・登録事項変更届の提出	☐	P.27
	ひとり親家庭等医療費を受給していた	● 変更（消滅）届の提出	☐	P.28
その他	犬を飼っている	● 飼い主の変更	☐	P.29
	農地を相続された方	● 相続で新たに所有者になられた方の届出	☐	

1. 住民登録に関する手続き

世帯主である

手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主であった場合、同一世帯に他の世帯員（15 歳以上の方）が 2 人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。	亡くなった日から 14 日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と同一世帯の方 ※別世帯の方が届出される場合は、委任状が必要となります。
必要なもの	受付窓口
☐ 届出人の本人確認書類	市民課 1階④ 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	市民課 TEL：224-5742

マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードは、返納していただく必要はありません。返納を希望される場合は、相続等の各種手続き終了後に返納してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返納後は確認できなくなります。すべてのお手続きが完了してから返納いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	受付窓口
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード ☐ 亡くなられた方の通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 1階⑥ 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	市民課 TEL：224-6178

印鑑登録をしていた

手続き かわごえ市民カード（または印鑑登録証）の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、かわごえ市民カード（または印鑑登録証）は無効となりますので、返納または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	受付窓口
☐ 亡くなられた方のかわごえ市民カード（または印鑑登録証）	市民課 1階④ 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先 市民課 TEL：224-5742

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 各種証の返納

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、各種証を返納してください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	受付窓口
☐ 亡くなられた方の「被保険者証（兼高齢受給者証）」または「被保険者資格証明書」等 ☐ 対象者のみ限度額適用（・標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証等	国民健康保険課 2階③ 川越駅西口連絡所 市民センター 問い合わせ先 国民健康保険課 TEL：224-5833

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人
	喪主 ※振込口座が喪主の口座でない場合は委任状が必要になります。
必要なもの	受付窓口
☐ 喪主名義の通帳（公金受取口座を利用する場合は不要です） ☐ 葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状・葬祭費用の領収書の写し）	国民健康保険課 2階③ 川越駅西口連絡所 市民センター 問い合わせ先 国民健康保険課 TEL：224-5836

手続き③ 高額療養費の申請および振込口座の変更

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	診療年月の翌月1日から2年以内
	手続き可能な人
	相続人 ※相続関係の分かる書類（戸籍謄本等）が必要になる場合があります。
必要なもの	受付窓口
☐ 申請書（対象となる場合にのみ郵送します） ☐ 相続人代表者の通帳（公金受取口座を利用する場合は不要です） ☐ 申請書に記載されている医療機関へ支払った領収書	国民健康保険課 2階③ 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	国民健康保険課 TEL：224-5836

手続き④ その他

手続き詳細	期 限
- 保険税の変更があった場合は、翌月以降に納税通知書で通知します。 - 保険税の支払いがある場合は、納期未到来の期別分のみ納付書を送付します。 - 納期到来済の期別分は、既に送付されている納付書で納付してください。 - 保険税の還付がある場合は、後日、収税課より通知書を送付します。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	受付窓口
☐ 特になし	—
	問い合わせ先
	国民健康保険課 TEL：224-5833

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 各種証の返納

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、各種証を返納してください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	受付窓口
☐ 亡くなった方の「被保険者証」 ☐ 対象者のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」または、 「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」	高齢・障害医療課 2階② 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	高齢・障害医療課 TEL：224-5842

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人
	喪主 ※振込口座が喪主の口座でない 場合は委任状が必要になります。
必要なもの	受付窓口
☐ 喪主名義の通帳 ☐ 喪主の印鑑（認印） ☐ 葬祭を行ったことを確認できるもの （会葬礼状・葬祭費用の領収書の写し）	高齢・障害医療課 2階② 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	高齢・障害医療課 TEL：224-5842

手続き③ 高額療養費の振込口座の変更

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	受付窓口
☐ 相続人の印鑑（認印） ☐ 相続人の通帳	高齢・障害医療課 2階② 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先 高齢・障害医療課 TEL：224-5842

手続き④ その他

手続き詳細	期 限
- 保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。 - 保険料の還付がある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので、早めに提出してください。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	受付窓口
—	—
	問い合わせ先 高齢・障害医療課 TEL：224-5842

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き① 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方とご遺族が次に該当する場合、年金が支給される可能性があります。亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が対象です。保険料納付要件等があるため年金事務所で年金記録の確認が必要です。 ・国民年金の被保険者 ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者 ・老齢基礎年金の受給権者(25年以上の受給資格期間の者に限る) ・老齢年金の受給資格期間を満たしている者(25年以上の受給資格期間の者に限る)	亡くなった日の翌日から起算して5年以内
	手続き可能な人
	・亡くなられた方の配偶者で子のある方 ・亡くなられた方の子 ※子とは、18歳到達の年度末までの子又は、障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の子
必要なもの	受付窓口
☐ 請求者の戸籍謄(抄) 本 ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 請求者の所得証明書 ☐ 死亡診断書(写し) ☐ 請求者の通帳 ☐ 亡くなられた方の年金手帳 ☐ 請求者の年金手帳 ※請求者のマイナンバーカードがあれば、書類を一部省略できる場合があります。 ※上記以外の書類が必要になる場合がありますので、まずは受付窓口でご相談ください。	市民課 1階① 川越駅西口連絡所 市民センター 川越年金事務所 ※加入履歴により年金事務所での手続きの場合があります。 ※厚生年金を受給する場合は川越年金事務所へ、共済年金を受給する場合は各共済組合へ直接お問合せください。
	問い合わせ先
	市民課 TEL：224-5764 川越年金事務所 TEL：242-2657

MEMO

手続き② 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
第1号被保険者として10年以上の保険料納付期間（免除期間を含む）があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合、亡くなられた方のご遺族に、年金が支給される可能性があります。亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が対象です。保険料納付要件等があるため年金事務所で年金記録の確認が必要です。	亡くなった日の翌日から起算して 5 年以内
	手続き可能な人
	・亡くなられた方と10年以上婚姻関係にある妻
必要なもの	受付窓口
☐ 請求者の戸籍謄（抄）本 ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 請求者の所得証明書 ☐ 死亡診断書（写し） ☐ 請求者の通帳 ☐ 亡くなられた方の年金手帳 ☐ 請求者の年金手帳 ※請求者のマイナンバーカードがあれば、書類を一部省略できる場合があります。 ※上記以外の書類が必要になる場合がありますので、まずは受付窓口でご相談ください。	市民課 1 階① 川越駅西口連絡所 市民センター 川越年金事務所 ※加入履歴により年金事務所での手続きの場合があります。 ※厚生年金を受給する場合は川越年金事務所へ、共済年金を受給する場合は各共済組合へ直接お問合せください。
	問い合わせ先
	市民課 TEL：224-5764 川越年金事務所 TEL：242-2657

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き③ 死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
第1号被保険者として3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合、亡くなられた方のご遺族に、一時金が支給される可能性があります。亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が対象です。保険料納付要件等があるため年金事務所で年金記録の確認が必要です。	亡くなった日の翌日から起算して 2年以内
	手続き可能な人 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 (支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません)
必要なもの	受付窓口
☐ 請求者の戸籍謄(抄) 本 ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 請求者の通帳 ☐ 亡くなられた方の年金手帳 ※請求者のマイナンバーカードがあれば、書類を一部省略できる場合があります。 ※上記以外の書類が必要になる場合がありますので、まずは受付窓口でご相談ください。	市民課 1階① 川越駅西口連絡所 市民センター 川越年金事務所 ※加入履歴により年金事務所での手続きの場合があります。 ※厚生年金を受給する場合は川越年金事務所へ、共済年金を受給する場合は各共済組合へ直接お問合せください。
	問い合わせ先 市民課 TEL：224-5764 川越年金事務所 TEL：242-2657

MEMO

国民年金を受給していた

手続き 未支給年金請求（障害基礎年金・遺族基礎年金）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。 ・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者である亡くなられた方と生計を同じくしていた ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他3親等内の親族（支給は①～⑦の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません）	年金支払日の翌月の初日より起算して5年以内
	手続き可能な人
	詳細説明のとおり
必要なもの	受付窓口
☐ 請求者の戸籍謄（抄） 本 ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 請求者の通帳 ☐ 亡くなられた方の年金証書 ※請求者のマイナンバーカードがあれば、書類を一部省略できる場合があります。 ※上記以外の書類が必要になる場合がありますので、まずは受付窓口でご相談ください。	市民課 1階① 川越駅西口連絡所 市民センター 川越年金事務所 ※障害基礎年金・遺族基礎年金以外の年金の未支給年金請求の受付窓口は年金事務所になります。
	問い合わせ先
	市民課 TEL：224-5764 川越年金事務所 TEL：242-2657

MEMO

4. 税金に関する手続き

市・県民税・森林環境税、固定資産税、軽自動車税種別割を納めていた

手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市・県民税・森林環境税、固定資産税、軽自動車税種別割が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類を、相続人の代表者に受け取っていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要な事項を記入し、ご提出ください。 ※届出（申告）書は受付窓口で配布しています。 ※相続人代表者以外に相続人がいる場合はすべての相続人の署名または記名・押印が必要です。 ※この届出（申告）書は、相続財産等の権利関係に影響するものではありません。	おおむね3ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人および相続人代表者となる方
必要なもの	受付窓口
☐ 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書 ☐ 相続人の認印 ☐ 相続人であることが分かる戸籍謄本などの書類 ☐ 個人番号が確認できるもの ☐ 納税通知書 ☐ 亡くなられた方の死亡記載の戸籍謄本などの書類	市民税課（市・県民税・森林環境税、軽自動車税種別割） 2階⑦ 資産税課（固定資産税） 2階⑧ 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	市民税課 TEL：224-5640 資産税課 TEL：224-5642

MEMO

共有名義の固定資産の共有代表者となっていた

手続き 共有納税義務者の代表者の変更

手続き詳細	期 限
共有名義の固定資産を所有していて、亡くなられた方が共有資産の代表をしていた場合、共有代表者の変更をしてください。 ※届出書は受付窓口で配布しています。 ※共有者が複数いる場合は、すべての共有納税義務者の住所・氏名を記入してください。	速やかに
	手続き可能な人
	共有者
必要なもの	受付窓口
☐ 共有納税義務者の代表者（変更）届	資産税課 2階⑧ 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	資産税課 TEL：224-5642

未登記家屋を所有していた

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が未登記家屋を所有していた場合、未登記家屋の名義変更をしてください。 ※変更届は資産税課で配布しています。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	受付窓口
☐ 家屋補充課税台帳名義人変更届 ☐ 新しい所有者の実印および印鑑登録証明書 ☐ 相続人や相続の内容が分かる書類①～③のいずれか ①遺産分割協議書 ②公正証書遺言 ③法定相続人の全員連名の確認書と、亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本	資産税課 2階⑧
	問い合わせ先
	資産税課 TEL：224-5642

4. 税金に関する手続き

市税を納付していた方（納税義務者・納税管理人・相続人代表者）

手続き 口座振替の変更または廃止等

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座から市税を口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。引き続き家族等の口座から口座振替を希望される場合は、改めて口座振替依頼書を提出していただく必要がありますので、受付窓口で手続きをお願いします。なお、郵送でも手続きができます。必要書類を送りますので、収税課へご連絡ください。（市ホームページからダウンロードすることもできます）	速やかに
	手続き可能な人
	ご家族等
必要なもの	受付窓口
☐ 通帳またはキャッシュカード ☐ 口座の届出印	収税課 2階⑥ 川越駅西口連絡所 市民センター 市指定の金融機関
	問い合わせ先
	収税課 TEL：224-5686

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人 ご家族等
必要なもの	受付窓口
☐ 標識（ナンバープレート） ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 ☐ 標識交付証明書（お手元にあればお持ちください。）	市民税課 2階⑦
	問い合わせ先 市民税課 TEL：224-5637

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご家族等
必要なもの	受付窓口
持ち物については、市民税課までお問合せください。	市民税課 2階⑦
	問い合わせ先 市民税課 TEL：224-5637

5. 介護保険・高齢者福祉に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 各種証の返納

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証 負担割合証（交付されている場合） 負担限度額認定証（交付されている場合） ※保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので、期限までに納付してください。 ※保険料の還付がある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので、早目に提出してください。	速やかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	受付窓口
☐ 各種証	介護保険課 3階⑤ 川越駅西口連絡所 市民センター 問い合わせ先 介護保険課 TEL：224-5817

高齢介護サービス費等の支給を受けていた

手続き 高齢介護サービス費等の振込口座の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護サービス等の支給を受けていた場合、相続人が未支給分を請求することができます。	速やかに（1か月以内） 手続き可能な人 相続人
必要なもの	受付窓口
☐ 相続人の通帳	介護保険課 3階⑤ 問い合わせ先 介護保険課 TEL：224-6402

要介護高齢者手当の支給を受けていた

手続き 未支給分の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が要介護高齢者手当の支給を受けていた場合、未支給の要介護手当があるときは、遺族が未支給分の請求をすることができます。（遺族代表者届出書の提出が必要です）	速やかに（1か月以内）
	手続き可能な人 遺族代表者
必要なもの	受付窓口
☐ 遺族代表者の振込を希望する口座が確認できるもの	高齢者いきがい課 3階⑦
	問い合わせ先 高齢者いきがい課 TEL：224-5809

MEMO

5. 介護保険・高齢者福祉に関する手続き

高齢者福祉サービスを利用していた

手続き① 緊急通報システム機器の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者福祉サービスを利用していた場合、次の手続きをしてください。 緊急通報システム機器の返却 (ひとり暮らし等の高齢者で慢性疾患により常に注意を必要とする方に貸与しています)	速やかに
	手続き可能な人 ご家族等
必要なもの	受付窓口
☐ 緊急通報システム機器	高齢者いきがい課 3階⑦
	問い合わせ先 高齢者いきがい課 TEL：224-5809

手続き② 各種利用券の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者福祉サービスを利用していた場合、次の手続きをしてください。 各種利用券の返納 市内循環バス(川越シャトル) 特別乗車券、健康ふれあい入浴利用券、敬老マッサージサービス事業無料利用券	速やかに
	手続き可能な人 ご家族等
必要なもの	受付窓口
☐ 各種利用券	高齢者いきがい課 3階⑦ ※市内循環バス(川越シャトル)の特別乗車証の返納については、川越駅西口連絡所、市民センターでもお受けします。
	問い合わせ先 高齢者いきがい課 TEL：224-5809

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

手続き 手帳の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、手帳を返納してください。 ※保険金請求手続きや相続等、亡くなられた方に関する手続き完了後、返納してください。 ※市内循環バス（川越シャトル）特別乗車証をお持ちだった場合、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	受付窓口
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	障害者福祉課 1階⑧
	問い合わせ先
	障害者福祉課 TEL：224-5785

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた

手続き 届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかを受給していた場合、届出書の提出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	受付窓口
	障害者福祉課 1階⑧
	問い合わせ先
	障害者福祉課 TEL：224-5785

6. 福祉（障がい）に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）を交付されていた場合、受給者証を返納してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	受付窓口
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）	障害者福祉課 1階⑧
	問い合わせ先
	障害者福祉課 TEL：224-5785

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却及び、医療費の振込先口座の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費を受給されていた場合、受給者証を返却及び、医療費の振込先口座の変更手続きをしてください。 ※未申請の医療費がありましたら、相続人により申請することが可能です。	速やかに
	手続き可能な人
	受給者証の返却はどなたでも可 振込先口座の変更手続きは相続人
必要なもの	受付窓口
☐ 亡くなられた方の重度心身障害者医療費受給者証 ☐ 相続人の通帳等	高齢・障害医療課 2階② 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	高齢・障害医療課 TEL：224-6195

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【亡くなられた方が児童手当の支給対象児童であった場合】

手続き① 受給事由消滅届または、額改定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当の支給対象児童であった場合、受給事由消滅届（対象児童が一人の場合）の提出または、額改定届（対象児童が複数の場合）の提出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人 児童手当の受給者
必要なもの	受付窓口
	こども政策課 3階① 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先 こども政策課 TEL：224-6278

【亡くなられた方が児童手当の受給者であった場合】

手続き② 未支払児童手当請求書、認定請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当の受給者であった場合、以下の手続きが必要です。 ①未支払児童手当請求書の提出 ②認定請求書の提出 ※配偶者等が「ひとり親家庭等医療費」等を受給できる場合があります。 詳しくはこども政策課でご確認ください。	亡くなった日の翌日から15日以内
	手続き可能な人 配偶者等
必要なもの	受付窓口
①未支払児童手当請求書 ☐ 未支払分を受給する児童の通帳等 ②認定請求書 ☐ 請求者本人の健康保険証の写し (国民年金加入者、年金未加入者は不要) ☐ 請求者の個人番号が分かる書類 ☐ 請求者名義の通帳等	こども政策課 3階① 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先 こども政策課 TEL：224-6278

7. 子どもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が特別児童扶養手当の支給対象児童であった場合】

手続き① 資格喪失届または、額改定（減）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の支給対象児童であった場合、資格喪失届（対象児童が一人の場合）の提出または、額改定（減）届（対象児童が複数の場合）の提出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	特別児童扶養手当の受給者
必要なもの	受付窓口
☐ 証書	こども政策課 3階①
	問い合わせ先
	こども政策課 TEL：224-6278

【亡くなられた方が特別児童扶養手当の受給資格者であった場合】

手続き② 未支払手当請求書、認定請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の受給資格者であった場合、以下の手続きが必要です。 ①未支払手当請求書の提出 ②認定請求書の提出	亡くなった日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	受付窓口
手続きの該当の有無および持ち物については受付窓口にお問い合わせください。	こども政策課 3階①
	問い合わせ先
	こども政策課 TEL：224-6278

児童扶養手当の支給対象児童または受給者である

【亡くなられた方が児童扶養手当の支給対象児童であった場合】

手続き① 資格喪失届または、額改定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当の支給対象児童であった場合、資格喪失届（対象児童が一人の場合）の提出または、額改定届（対象児童が複数の場合）の提出をしてください。 ※個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。	速やかに
	手続き可能な人 児童扶養手当の受給者
必要なもの	受付窓口
☐ 児童扶養手当証書（発行されている方） ☐ 本人確認書類	こども家庭課 3階③
	問い合わせ先 こども家庭課 TEL：224-5821

【亡くなられた方が児童扶養手当の受給者であった場合】

手続き② 受給資格者死亡届、未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当の受給者であった場合、受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出をしてください。 ※個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。	14 日以内
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	受付窓口
☐ 児童扶養手当証書（発行されている方） ☐ 本人確認書類 ☐ 未支払分を受給する児童の通帳等の写し	こども家庭課 3階③
	問い合わせ先 こども家庭課 TEL：224-5821

7. 子どもに関する手続き

こども医療費を受給していた

【亡くなられた方がこども医療費の支給対象児童であった場合】

手続き① 受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がこども医療費の支給対象児童であった場合、受給資格証の返却をしてください。 ※未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようにご注意ください。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	受付窓口
☐ こども医療費受給資格証	こども政策課 3階① 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	こども政策課 TEL：224-6278

【亡くなられた方がこども医療費の受給者であった場合】

手続き② 受給資格喪失・登録事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がこども医療費の受給者であった場合、児童の保険証が変わる場合や、医療費の振込先を変更する場合は、受給資格喪失・登録事項変更届を提出してください。 ※配偶者等が「ひとり親家庭等医療費」等を受給できる場合があります。 詳しくはこども政策課でご確認ください。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	受付窓口
☐ 児童の新しい保険証、保護者の新しい振込先の通帳等	こども政策課 3階① 川越駅西口連絡所 市民センター
	問い合わせ先
	こども政策課 TEL：224-6278

ひとり親家庭等医療費を受給していた

手続き 変更（消滅）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がひとり親家庭等医療費の受給者であった場合、変更（消滅）届の提出をしてください。 ※未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようご注意ください。 ※未支給の医療費がある場合は、別途資料が必要になる場合があります。 ※新たに児童を養育する方は「遺児手当」等が受給てくる場合があります。詳しくは、こども政策課でご確認ください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	受付窓口
☐ ひとり親家庭等医療費受給者証	こども政策課 3階①
	問い合わせ先
	こども政策課 TEL：224-6278

MEMO

8. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 飼い主の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。	30 日以内
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	受付窓口
☐ 犬の登録情報が分かるもの (鑑札、狂犬病予防注射の案内ハガキ等)	食品・環境衛生課 (川越市保健所内)
	問い合わせ先
	食品・環境衛生課 TEL：227-5103

農地を相続された方

手続き 相続で新たに所有者になられた方の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。	権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内
	手続き可能な人
	新たに所有者になられた方
必要なもの	受付窓口
☐ 相続人の本人確認書類 ☐ 代理人の場合は、委任状・代理人の本人確認書類	農業委員会事務局 (東庁舎3階)
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 TEL：224-6134

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

市役所外での主な手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

手続きの種類	主な手続き	該当	済	お問い合わせ先
生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	☐	☐	加入している生命保険会社
預貯金口座	口座凍結解除手続き	☐	☐	各金融機関 等
株式等	名義変更	☐	☐	各証券会社 等
遺言書	検認・開封	☐	☐	さいたま家庭裁判所 川越支部 川越市宮下町2丁目1番地3 ☎049-273-3036(家事受付係)
相続放棄	相続放棄の申立	☐	☐	
固定電話・携帯電話	契約継承・解約	☐	☐	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	☐	☐	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	☐	☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
上水道	水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更	☐	☐	川越市上下水道料金センター 川越市脇田本町10番地16 BOビル地下1階 ☎049-249-1911
電気・ガス料金等	名義変更・解約	☐	☐	領収書に記載されている会社および営業所
運転免許証	返納	☐	☐	川越警察署 川越市大字大仙波410番地1 ☎049-224-0110
パスポート	返納	☐	☐	埼玉県パスポートセンター 川越支所 川越市新宿町1丁目17番地17 ウェスタ川越4階 ☎049-249-4181

手続きの種類	主な手続き	該当	済	お問い合わせ先
軽自動車	名義変更・廃車等	☐	☐	軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 入間郡三芳町大字北永井360番地3 ☎050-3816-3111
普通自動車	税金に関する手続き	☐	☐	埼玉県自動車税事務所 所沢支所 所沢市大字牛沼690番1 ☎04-2998-1321
	名義変更・廃車等	☐	☐	関東運輸局 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 所沢市大字牛沼688番地1 ☎050-5540-2029
バイク (125cc超)	名義変更・廃車等	☐	☐	関東運輸局 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 所沢市大字牛沼688番地1 ☎050-5540-2029
年金	年金に関する手続き	☐	☐	川越年金事務所 川越市脇田本町8番地1 U_PLACE 5階 ☎049-242-2657(自動音声)
市営住宅	・入居承継承認申請 ・明渡届 ・入居世帯異動届	☐	☐	埼玉県住宅供給公社 川越支所 川越市大字的場2218番地4 ベルアート301号室 ☎049-227-6408
クレジットカード	解約	☐	☐	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	☐	☐	各契約会社
不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	☐	☐	さいたま地方法務局 川越支局 川越市豊田本1丁目19番地8 ☎049-243-3824 (自動音声)
自筆証書遺言書	法務局に保管された自筆証書遺言書に関する各種証明書の請求	☐	☐	
国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告	☐	☐	川越税務署 川越市大字並木452番地2 ☎049-235-9411 (自動音声)
国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	☐	☐	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局

相続登記の申請義務化について

相続登記とは、不動産（土地・建物）の所有者が亡くなられた場合に、その名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

① 基本的なルール

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりましたが、それ以前の相続でも、不動産の相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。なお、相続登記の申請をするまでは、全ての相続人が法律で決められた持分（法定相続分）の割合で不動産を共有した状態になります。申請をするまでに時間を要するときは、ひとまず、今回新たに作られた「相続人申告登記」の手続きをとることで、義務を果たすこともできます。

② 遺産分割が成立したときの追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続登記の申請義務化により必要となる手続き

以下の場合に応じた手続きが必要となります。

遺言書による相続の場合

遺言の内容に基づく所有権移転登記

※遺言により不動産を取得したことを知った日から3年以内
(令和6年4月1日より前に相続開始の場合は令和9年3月31日迄)

民法に定められた相続割合で相続する場合

法定相続分による所有権移転登記

※不動産の相続を知った日から3年以内
(令和6年4月1日より前に相続開始の場合は令和9年3月31日迄)

遺産分割協議による相続の場合

遺産分割協議に基づく所有権移転登記

※遺産分割が成立した日から3年以内
(令和6年4月1日より前に相続開始の場合は令和9年3月31日迄)

遺産分割協議がまとまりそうにない場合（争いがある場合）
当分の間、遺産分割協議を行う予定がない場合

相続人申告登記
【権利移転の効果なし】
(各相続人が単独で申出)
※不動産の相続を知った
日から3年以内

+

遺産分割協議に基づく
所有権移転登記
(相続人申告登記後に、遺産分割
協議がまとまった場合)
※遺産分割の日から3年以内

※相続登記の申請手続きについては、法務局ホームページでご案内しています。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000001_00014.html



相続人申告登記

定められた期限内に相続登記の申請ができそうにない場合、相続人が法務局の登記官に対して、対象となる不動産を特定した上で、「所有権の登記名義人に相続が発生し、自分がその相続人である」旨を申し出ることにより、相続登記の申請を履行したとみなされる制度です。

相続人が複数存在する場合でも、特定の相続人による単独の申出が可能です（他の相続人の分も含めた代理申出も可能）。また、申出の手数料は不要。申出方法や必要書類についても、相続登記手続きと比べて簡略化されています。

ただし、この相続人申告登記は、不動産の所有権が相続人に移転した旨を登録するものではありませんので、申告登記後に遺産分割協議が成立した場合は、改めて相続登記の申請が必要となります（遺産分割の日から3年以内）。

法定相続情報証明制度 ～相続手続きの効率化が図れます～

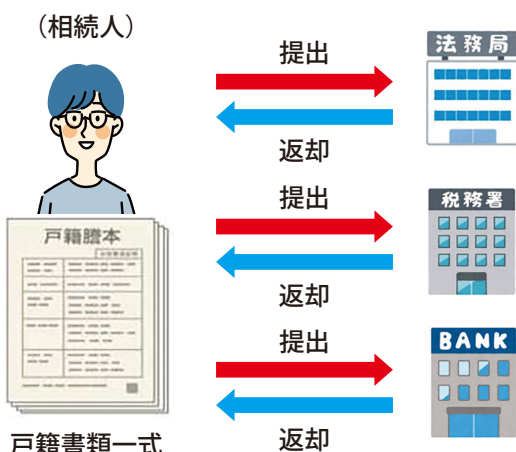
法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

相続手続きは、不動産の相続登記、銀行口座の解約、相続税の申告などを各種の窓口で行うことになります。

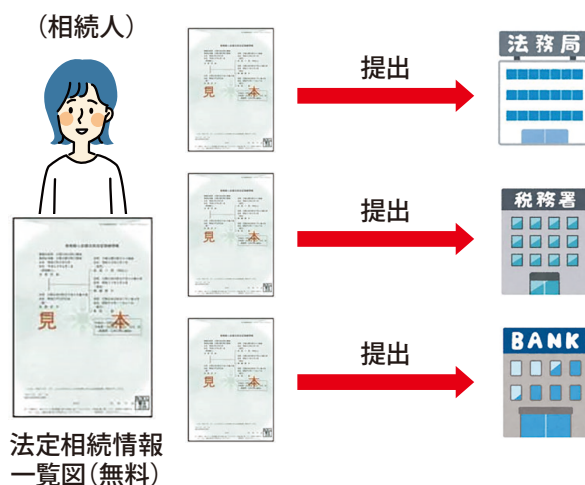
従来、これらの手続きでは、戸籍謄本などの書類の束をそれぞれの窓口ごとに提出する必要があり、相続人にとって大きな負担となっていました。この制度を利用すると、申出人には、「法定相続情報一覧図の写し」が必要通数分無料で交付されますので、この一覧図の写しを窓口へ提出することで、法定相続人が誰なのかを証明することができ、戸籍謄本の束をそれぞれの窓口へ提出する必要がなくなります。

（※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。）

制度を利用しない場合



制度を利用した場合



手続きの流れ

1. 申出（法定相続人又は代理人）

- ① 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- ② 法定相続情報一覧図を作成します。
- ③ 所定の申出書を記載し、
①、②の書類を添付して法務局に申出をします。

2. 確認・交付（法務局）

- ① 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- ② 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、提出された戸籍謄本などを返却します。

3. 利用

戸籍書類一式の代わりとして各種手続きにご利用ください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成など、申出の手続きは専門家（※）に依頼することも可能です。

※弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

「法定相続情報証明制度」についての詳細は 法務局ホームページ をご覧ください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html



相続登記についてのお問い合わせは

さいたま地方法務局川越支局
川越市豊田本1丁目19番地8 ☎049-243-3824 ※音声ガイダンス(2)

埼玉司法書士会 ☎048-863-7861

埼玉司法書士会西部総合相談センター ☎048-838-7472 (予約専用)

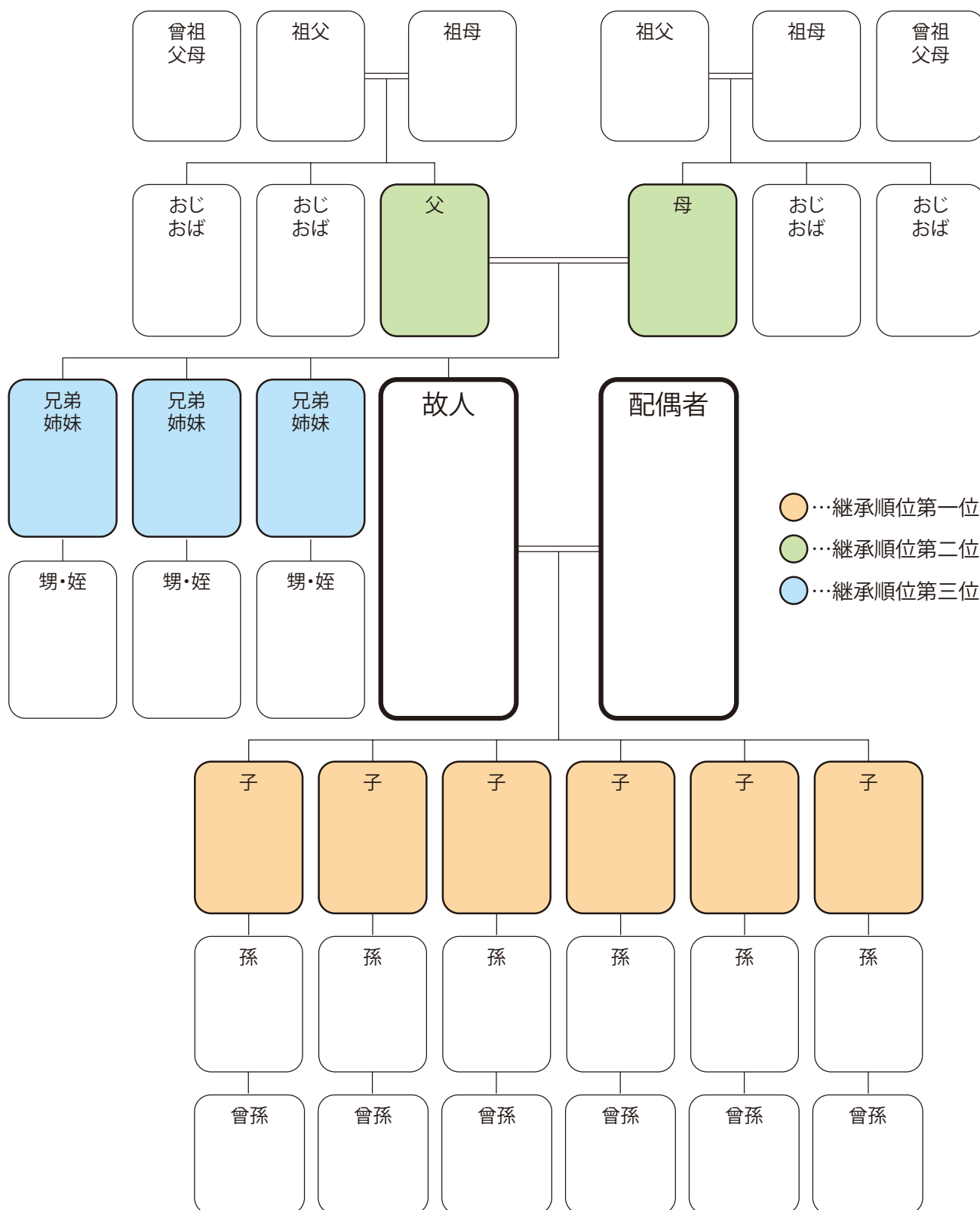
川越市空き家バンク

空き家バンクは、「空き家売りたい・貸したい空き家所有者」と「空き家を買いたい・借りたい方」とを市が橋渡しする制度です。空き家バンクについての詳細は

川越市空き家バンク をご覧ください。



家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

施設案内

川越市役所〈本庁舎〉

- 所在地** 川越市元町1 丁目3番地1
- TEL** 049-224-8811（代表）
- HP** <https://www.city.kawagoe.saitama.jp>
- 開庁時間** 月～金曜日 8:30～17:15（祝日、休日、年末年始を除く）



川越市ホームページ

川越市民サービスステーション

名称	住所	電話番号
川越駅西口連絡所	脇田本町8-1 U_PLACE3階	049-257-6088

開庁時間 月～土曜日 9:30～18:15（祝日、休日、年末年始を除く）

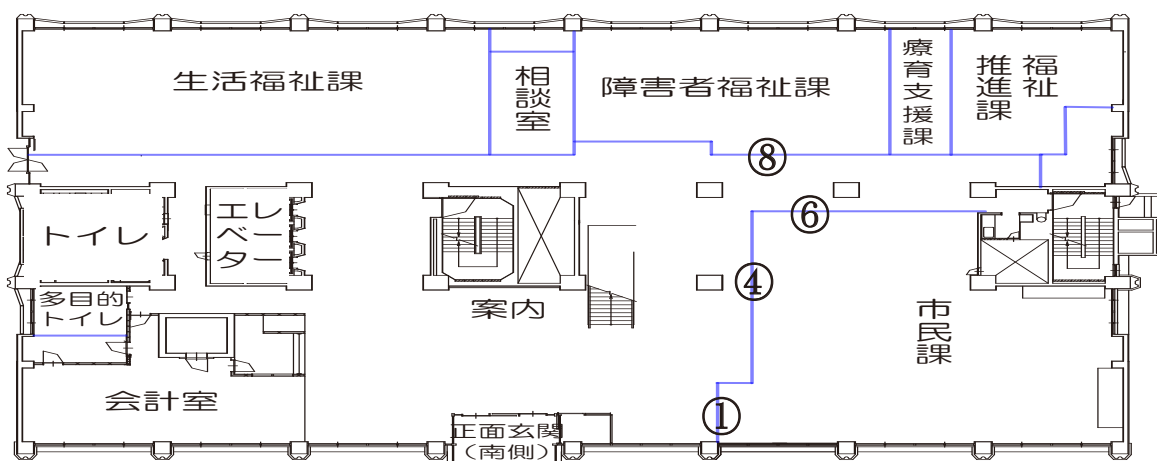
市民センター 一覧

名称	住所	電話番号
芳野市民センター	北田島119-2	049-222-0527
古谷市民センター	古谷上3830-2	049-235-2621
南古谷市民センター	今泉371-1	049-235-1835
高階市民センター	藤間27-1	049-242-0600
福原市民センター	今福481-3	049-243-4015
大東市民センター	豊田本5丁目16-1	049-243-3426
霞ヶ関市民センター	笠幡177-1	049-231-2102
川鶴市民センター	川鶴2丁目8-3	049-233-6910
霞ヶ関北市民センター	霞ヶ関北3丁目12-4	049-231-0221
名細市民センター	小堤662-1	049-231-2202
山田市民センター	山田161-7	049-222-0693

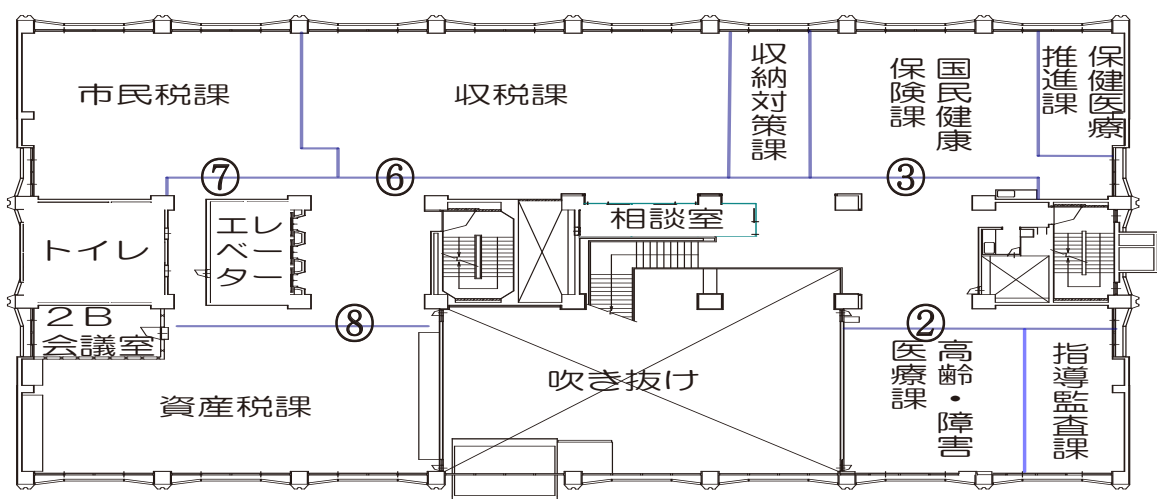
開庁時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝日、休日、年末年始を除く）

本庁舎フロアマップ

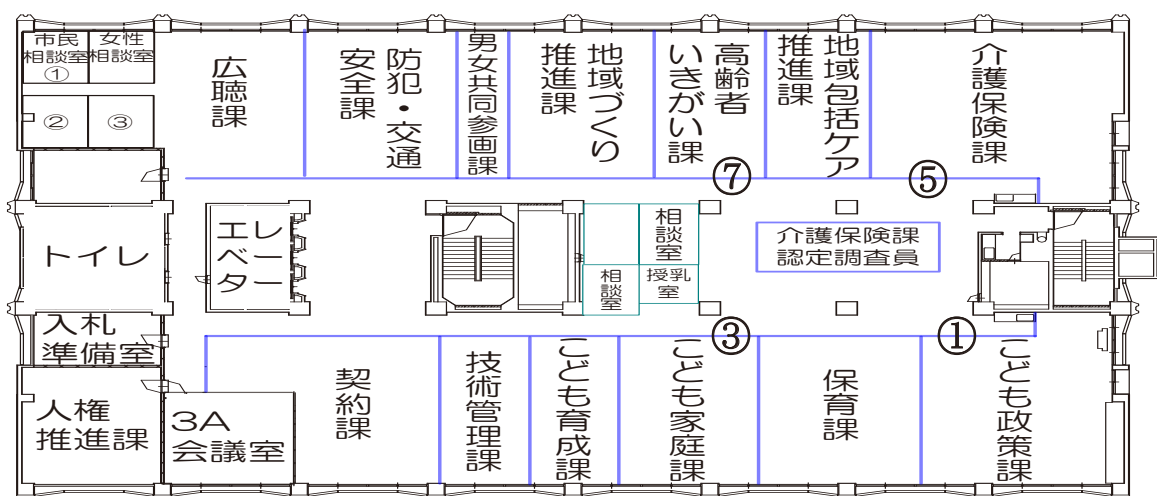
■本庁舎1F



■本庁舎2F



■本庁舎3F



川越市役所本庁舎1階から3階までのフロアマップを掲載しています。
上記以外については、お手数ですが川越市のホームページをご確認ください。



川越市ホームページ

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先)川越市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

大切な思い出の品々、心を込めて お手伝いさせていただきます。

出張費用
査定料
無料

土日祝日
対応

遺品整理

生前整理

不用品買取



＼整理だけでは終わらない／
**土地や建物に関する
ご相談も承ります**

空き家・家財整理

特殊清掃

消臭

除菌

原状回復工事

リフォーム

売却相談

このような不安をお持ちの方ご相談ください。

- 遠方に住んでいるのでなかなか整理に行くことができない。
- 遺品が大量でどうすればいいか悩んでいる。
- 重い物が多く、整理が難しい。
- 入院や施設に入居する前に自宅を売却しておきたい。
- 遺品の供養・お焚き上げをしてほしい。
- 故人が所有していた車やバイクを処分してほしい。

遺品・生前・家財整理、荷物の片づけ ご利用料金目安

〈間取り / 基本料金(税込)〉

■ 1K/38,500円～(作業員1名)

■ 1LDK/77,000円～(作業員2名)

■ 2LDK/154,000円～(作業員2名)

■ 3LDK/187,000円～(作業員3名)

※基本料金には、養生作業・必要品・不必要品等の仕分け・梱包搬出作業・廃棄物処理費・運搬車両費・簡易清掃が含まれます。

※基本料金に家電リサイクル費用は含まれておりません。

※基本料金は目安となります。詳細は現場確認後、お見積り金額は決定します。

※荷物の量や作業環境(駐車環境・作業人数・エレベーターの有無やお住まいの階層等)により、料金は変動します。

スタッフが
迅速に
対応します



ケアリンク合同会社 ☎ 0120-978-632

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡890-2-B 時間/10:00～20:00 年中無休(年末年始除く)

古物商許可番号(第)431080037134号 提携会社 株式会社朝日ハウジング 埼玉県知事免許(7)169494号

遺品整理の相談窓口

一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を守って行っております。



川越警察署
川越防犯協会
(防犯落語の公演)



いきがい大学
川越学園
(終活相続の公演)

土日 相談可・ご自宅 訪問可



相続専門11年の公認会計士・税理士。
川越市・さいたま市を中心に地元密着で
あらゆる相続のお悩みをお受けしています。

社会人落語家「参遊亭英遊」として、
笑って学べる終活落語公演が300回を超え
テレビ・新聞・ラジオでも話題に。



ご面談時に書籍プレゼント

「知識ゼロでもわかるように
相続についてざっくり教えてください。」
(総合法令出版 石倉 英樹 著)

お問い合わせ

ホームページ
はこちら



【相続専門】石倉英樹税理士事務所

0120-963-426

受付 9時～19時(土日・祝日可)

さいたま市大宮区桜木町3-15-1クアドゥ口205

✉ info@ishikura-cpa.com

(大宮駅徒歩7分)

相続の無料相談
受付中
相続専門の税理士が
親身にご相談をお受けします



相続税申告は、相続税専門の税理士へ 円満相続 税理士法人

相続税の負担を最小限に抑えた遺産分割案をご提案します。

【税務調査に強い】 国税局OBのチェック体制。調査選定率1%未満。

【明朗会計】 料金はHPに全て掲載済み。追加料金はありません。



代表税理士 橘 慶太



YouTube10万人超



書籍 累計19万部



22000325(03)

守秘義務の徹底

本誌をお持ちいただいた方は、ご報酬を10%割引します。

- ・ 相続発生前の生前対策のご相談はご相談料を頂戴しています。
- ・ すでに相続が発生しており、相続税申告の依頼を検討されている方は、初回面談無料です。
- ・ ご予約無しでの税務相談は受け付けておりません。



0120-80-2929

ご予約受付時間:平日9時～18時



enman@osd-souzoku.jp

<https://osd-souzoku.jp/>



円満相続税理士法人

関東甲信越税理士会 大宮支部所属

大宮駅 徒歩5分

さいたま市大宮区桜木町1-195-1大宮ソラミチKOZ4階



代表司法書士 脇 博喜
埼玉司法書士会 第1548号
法務大臣認定 第401521号

パートナーズ司法書士法人

土曜も営業

相談無料

駐車場あり

相続の手続きお手伝いします



代表司法書士 神戸光邦
埼玉司法書士会 第1346号
法務大臣認定 第801205号

どうしよう…と悩まずに、まずは当事務所へご相談ください。
相続手続きの専門家である司法書士がサポート致します。

**法定相続情報作成パック
(戸籍の収集)**

相続手続きに欠かせない
戸籍一式の取得を代行します。

第1順位相続の場合
報酬 **33,000 円** (消費税込)
+実費

相続登記が
義務になりました

**自宅名義変更パック
(相続登記)**

故人名義の土地・建物の
名義変更手続きを代行します。

報酬 **66,000 円** (消費税込)
+実費

相続手続まとめてパック

法定相続情報の取得、不動産の
名義変更、銀行預金の払戻し、
株式・投資信託の名義変更など
まとめて代行します。

報酬 **330,000 円** (消費税込)
+実費

※ 上記報酬額は一例です。お客様の状況や依頼内容に合わせて、委任契約前に御見積りを致します。
※ 弊社報酬以外に、実費（戸籍等の証明書発行手数料、登録免許税、郵送料など）がかかります。



数多くのご相談を いただいております。

当事務所は平成26年の開業以来、『相続手続
き専門の司法書士事務所』として、数多く
のご相談をいただいております。
これまでに培った豊富な経験と知識に基づいて、
自信を持って皆様の相続手続きをサポート
致します。



令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました

相続や遺産分割によって不動産を取得した場
合には、相続や遺産分割協議成立の日から3年
以内に相続登記等をしなければなりません。
既に発生している相続も義務化の対象となりま
すので、まだ名義変更していない不動産がある
場合にもご相談ください。

お問い合わせ／無料相談の予約はこちら

土曜日も営業しています

0120-296-415

営業時間：平日・土曜 9:00～19:00

パートナーズ司法書士法人

埼玉県川越市脇田本町29番地1 トーア川越1階

川越狭山相続相談プラザ



LINEでも
相談できます



ID @194kbsdz



produce by e-group

空き家の窓

まどぐち

年間着工件数 7,000 件以上の安心実績
コンプライアンス重視！！
安心安全の解体工事！！

解体のお悩み、なんでもご相談ください。

◀ エコジニアの4つの安心対応 ▶

現場の安全チェックや
近隣ヒアリングを含め進捗状況
をお客様へご報告しています。

安全パトロール専門部隊

コンプライアンスを重視した
安心安全の解体実績。お客様の
ニーズに即座に対応できる
万全の体制を整えております。

年間着工件数 7,656 件

お客様が安心して解体工事を
終わられるよう、どのようなクレーム
に対してもひとつひとつ丁寧に
対応をさせていただきます。

迅速なクレーム対応

お問い合わせをいただいてから
48時間以内に御見積を
提出させていただきます。

無料見積書即時作成



御見積・ご相談無料

24時間
電話受付



0120-265-368



株式会社日本エコジニア



◀ LINE公式
@364zmukg

ホームページ▶

日本エコジニア

検索



川越市広栄町 24-3 FAX : 049-235-9772

■特定建設業許可番号(とび・土木工事業・解体工事業他): 埼玉県知事(特-4) 第68412号
■宅地建物取引業免許番号: 埼玉県知事(1) 第24065号 ■古物商許可: 第431080054615

本誌ご持参でご成約の場合、合計金額から最大50,000円お値引き

川越の
皆様!

相続のお悩み まるごと解決!

私たちにお任せください



何をいつまでにすればいい?

相続税はいくらかかるの?

「争族」がとても心配...

不要な不動産の処分どうする?



突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

20年
以上の
実績

他士業
との
スムーズな
連携

事前予約で
平日夜間
土日
対応

初回面談
無料

＼ お気軽にお電話ください ／

税理士法人 牛窪会計

TEL : 04-2950-0200

受付時間 : 9:00 ~ 18:00 定休日 : 土日祝日

狭山市水野 529-1 E-mail : info@ushikubo-office.com

ホームページは
こちらから



本誌ご持参のうえ、相続開始 3ヶ月以内のご相談で10%オフ

こんなお悩みはありませんか？

- ☐ そもそも何から手を付けたらいいかわからない ☐ どの手続きが必要かわからない
☐ 一人でできるかととても不安 ☐ 相続税がかかるのか心配

【地域密着 愛されて30年】
何でも相談できる親しみやすい事務所です。

相談スタッフ

経験豊富な税理士
女性相談員多数在籍
親切丁寧にサポート



当事務所の強み

- 相続手続き一括対応
- 各士業との強いネットワーク
- 贈与・相続・節税対策に強い

／ お気軽にご相談ください。 ／

NBC 税理士法人 川越事務所

〒350-1123 川越市脇田本町 6-1 伊東ビル 5F
HP: <http://www.setuzei.com/index.html>

TEL **049-241-9598**

本誌持参で
初回相談 30分無料

JR・東武東上線
川越駅西口より徒歩2分

ホームページは
こちらから▶



「ひと・街・未来へ」をテーマに 1965年の創業以来、
地元・川越で地域密着の不動産会社です。
不動産でお困りの方はお気軽にご連絡ください。

無料相談・査定

不動産買取り

空家管理

相続開始の相談から、相続登記、不動産無料査定、
不動産の有効活用、不動産買取り、空家管理など、
すべて「横田建設」にお任せください。

横田建設株式会社

〒350-1133 川越市大字砂 849 番地 3 (新河岸駅から徒歩1分)

TEL 049-242-3591 FAX 049-244-7717 埼玉県知事 (16) 第1846号

Mail webmaster@yokota-g.co.jp LINE @psf6504d



0120-033-777

営業時間 9:00～18:30
定休日 毎週火曜日、第2・第4水曜日

<http://www.yokota-g.co.jp/>

横田建設 | 検索

お問い合わせは
こちらから



遺品整理 生前整理 粗大ごみ・不用品片付け

川越市のご遺族様のお悩みご相談ください



こんなお悩みございませんか？

- ☒ 忙しくて作業時間がない
- ☒ 大きな荷物の処分が出来ない
- ☒ 空き家となったお家をどうしよう などなど

ゴミ回収バスターズが地域に根差したサポートを致します！ゴミ屋敷の片付け、リフォーム、オフィス移転などのご相談も承っております。出張見積もり無料！

即日出張可能なエリアは東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県です。関東一円が営業エリアとなります。

本誌ご持参で、
右記特別料金で対応致します。

軽トラ積み放題Sパック9,000円(通常10,000円)
2トン積み放題Mパック30,000円(通常34,800円)
※詳細についてはホームページをご確認下さい。

お気軽にお問い合わせください。



0120-935-930

受付時間：9：00～21：00



ゴミ回収バスターズ

運営会社：アイズグループ株式会社

所在地：中野区上鷺宮 3-14-14 FAX：03-3577-5526

産業廃棄物収集許可 第13-00-219481号
古物商許可 第304402115257号

一般廃棄物許可については「株式会社アシスト」と業務提携





遺産整理

武蔵野銀行が
相続手続きのお手伝いをします。

相続でこのようなお悩みはございませんか??



- ☒ 相続手続きは複雑で
何をしたらいいのかわからない
- ☒ みんな遠くに住んでいて進められない
- ☒ 仕事が忙しくて時間が取れない
- ☒ 相続税は掛かるのか不安…



こちらの冊子をご持参いただき、遺産整理業務のお申込を
頂いた場合、**所定の手数料より3万円** 差し引きいたします。

※2025年12月30日までのお申込が対象です。(代理店扱い対象外)

※ご契約前にお申込を取り下げられたお客さまは対象外となります。

※お申込には当行所定の審査がございます。審査によりお引受けできない場合もございます。

※契約には当行所定の手数料を申し受けます。

遺産整理業務
詳細はこちら↓



武蔵野銀行 川越支店

☎ 049-222-3150

住所 埼玉県川越市新富町1-5-1

電話受付時間 平日の9:00~17:00

上記店舗以外の最寄りの店舗・お取引のある店舗でもご相談受付いたします。



2024年6月1日現在

川越
市民優待 **5万円割引**

ペットと一緒に入れる
家族のお墓

藤と桜の
森林公園

樹木葬

管理料無料

個別納骨

8名まで
納骨可能

永代供養付き

他と混ざりません

川越市民
優待価格
28万円より



あしかがフラワーパーク
おなじみの大藤が7本



三春滝桜
枝分けのしだれ桜が5本

2024年3月9日放送
【NHK 総合】で
昭和浄苑が特集されました。

番組HPは
こちら↓



川越エリア
送迎いたします!!

無料 お寺タクシー



月に1度ご自宅から送迎!

無料 巡回バス

川越ルート運行中!!



停留所名	時刻
本川越駅前	10:00
ベルク川越小仙波店前	10:20
ホームズ川越店前	10:30
カインズ川島店前	10:55
森林公園昭和浄苑	11:35

森林公園
昭和浄苑

まずは
お電話ください

0493-39-3281

埼玉県東松山市大谷196
<https://higashimatsuyama-ohaka.com/>

森林公園昭和浄苑

検索

送迎バス運行
東武東上線「森林公園駅」より約10分
JR線「熊谷駅」より約25分
お車をご利用される方
関越道「東松山IC」より約15分



(経営・運営・管理) 宗教法人 證大寺 (しょうだいじ) (連絡先) 0493-39-3281 (経営許可年月日および許可番号) 昭和60年8月16日 第824号、昭和63年12月6日 第63-1号、平成元年2月10日 第891号、平成6年1月21日 第939号

発	行	川越市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発行年月		2024年11月

